

公益財団法人大阪みどりのトラスト協会 緑化推進運営協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「この法人」という。）定款第46条第2項の規定に基づき、緑化推進運営協議会（以下「協議会」という。）の組織、構成及び運営その他に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(任務)

第2条 協議会は、定款第4条第1項第3号の事業実施について会長の諮問に応じて、毎事業年度、緑の募金に関する事業計画、収支予算、事業報告、収支決算その他の緑の募金に関する重要事項を調査審議する。

(組織)

第3条 協議会は、10人以上25人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、別表に掲げる者のうちから、大阪府知事の認可を受けて会長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠又は増員により選任された委員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は委員の互選により、副委員長は委員長の指名により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(招集等)

第6条 協議会は委員長が招集する。

2 委員長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めることができる。

(議長)

第7条 協議会の議長は、委員長がこれにあたる。

(定足数)

第8条 協議会は、委員総数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。

(議決)

第9条 協議会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第10条 やむを得ない理由のため、協議会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の委員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条の規定の適用については、その委員は出席したものとみなす。

(庶務)

第11条 協議会の庶務は、この法人の事務局が処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

2 前項にかかわらず、この規程を改定する必要があるときは、会長の決裁により行うことができる。ただし、この場合においては、会長の決裁後に開催する最初の理事会で承認をえる。

附 則

この規程は 平成24年4月25日から施行する。

<別表>

公益財団法人大阪みどりのトラスト協会緑化推進運営協議会委員任命団体名簿

	所属団体名	緑化推進運営協議会規程による対象者	職名
1	大阪府森林組合	大阪府森林組合長の職にある者、 またはこれに準ずる者	代表理事組合長
2	大阪商工会議所	大阪商工会議所緑化担当部長の職にある者、 またはこれに準ずる者	地域振興部長
3	大阪府小学校長会	大阪府小学校長会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
4	大阪府公立中学校長会	大阪府公立中学校長会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
5	大阪府立高等学校長協会	大阪府立高等学校長協会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
6	大阪市立高等学校校長会	大阪市立高等学校校長会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
7	大阪私立中学校高等学校連合会	大阪私立中学校高等学校連合会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
8	大阪府PTA協議会	大阪府PTA協議会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	副会長
9	大阪市PTA協議会	大阪市PTA協議会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	副会長
10	大阪府立高等学校PTA協議会	大阪府立高等学校PTA協議会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
11	大阪私立中学校高等学校保護者会連合会	大阪私立中学校高等学校保護者会連合会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
12	大阪府地域婦人団体協議会	大阪府地域婦人団体協議会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
13	大阪市地域女性団体協議会	大阪市地域女性団体協議会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
14	大阪府老人クラブ連合会	大阪府老人クラブ連合会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
15	日本ボーイスカウト大阪連盟	日本ボーイスカウト大阪連盟長の職にある者、 またはこれに準ずる者	事務局長
16	ガールスカウト大阪府連盟	ガールスカウト大阪府連盟長の職にある者、 またはこれに準ずる者	連盟長
17	大阪府緑の少年団連盟	大阪府緑の少年団連盟会長の職にある者、 またはこれに準ずる者	会長
18	近畿中国森林管理局	近畿中国森林管理局計画部長の職にある者	計画部長
19	大阪市ゆとりとみどり振興局	大阪市ゆとりとみどり振興局緑化推進部長の職にある者	緑化推進部長
20	大阪府市長会	大阪府市長会都市整備部会長担当部長の職にある者	都市整備部会長市担当部長
21	大阪府町村長会	大阪府町村長会まちづくり部長会議代表幹事の職にある者	まちづくり部長会議代表幹事
22	大阪府環境農林水産部	大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室長の職にある者	みどり・都市環境室長
23	大阪府生活協同組合連合会	その他会長が特に必要と認める者	専務理事